

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成 7 年 8 月 30 日
条例第 2 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日 条例第 1 号 平成 28 年 3 月 4 日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第 2 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、別に定めるものを除くほか、匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年条例第 34 号）の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

(八日市場市ほか三町環境衛生組合職員の勤務時間に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 八日市場市ほか三町環境衛生組合職員の勤務時間に関する条例（昭和 46 年条例第 9 号）

(2) 八日市場市ほか三町環境衛生組合職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 46 年条例第 10 号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の八日市場市ほか三町環境衛生組合職員の勤務時間に関する条例（以下「廃止前の勤務時間条例」という。）第 2 条第 4 項本文の規定により月曜日から金曜日までの 5 日間において 1 日につき 8 時間（同条第 3 項の規定により 1 週間の勤務時間を超えて勤務することを要する職員にあっては、8 時間に相当する時間）の勤務時間が割振られている職員について同条第 5 項の規定により定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ八日市場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 8 号。以下「勤務時間条例」という。）第 5 条の規定により、管理者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

4 前項の規定が適用される職員について廃止前の勤務時間条例第 3 条の規定により定められている休憩時間については、勤務時間条例第 6 条の規定による休憩時間とみなす。

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成 7 年における年次休暇の日数については、勤務時間条例第 12 条第 1 項の規定によるものにかかわらず、廃止前の八日市場市ほか三町環境衛生組合職員の休日及び休暇に関する条例第 2 条の規定により、廃止前の八日市場市職員の休日及び休暇に関する条例（以下「廃止前の休日休暇条例」という。）第 5 条の規定による年次休暇の残日数とする。

6 この条例の施行の際、現に廃止前の休日休暇条例第 4 条の規定により管理者の承認を受けている休暇については、それぞれ勤務時間条例第 12 条第 3 項又は第 17 条の規定により管理者が承認等したものとみなす。

7 第 3 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 4 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。